



埼玉県報

号外第 23 号
平成 30 年(2018 年)
11 月 14 日
水曜日

目次

告示

- 埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例第 11 条第 4 項に基づく知事指定薬物の指定の告示 (薬務課)

告 示

埼玉県告示第千二百十五号

埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十七年埼玉県条例第十九号）第十条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成三十年十一月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 知事指定薬物

イ N―エチル―（三―フルオロフェニル）プロパン―ニ―アミン（通称名
三―FEA、三―fluoroethamine）及びその塩類
ロ N―エチル―（四―フルオロフェニル）プロパン―ニ―アミン（通称名
四―FEA、四―fluoroethamine）及びその塩類
ハ N―フェニル―N―「―（ニ―フェニルエチル）ピペリジン―四―イル」
シクロプロパンカルボキサミド（通称名Cyclopropylfent
nyl）及びその塩類

二 効力発生の日

平成三十年十一月十五日